

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第十三条の六まで（現行のとおり） （省エネルギー性能等の表示）</p> <p>第十三条の七（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 テレビジョン受信機 （削除）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第十四条から第八十二条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から第二十まで（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第十三条の六まで（略） （省エネルギー性能等の表示）</p> <p>第十三条の七（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 テレビジョン受信機であつて、ブラウン管を有するもの</p> <p>四 テレビジョン受信機であつて、液晶パネルを有するもの</p> <p>五 テレビジョン受信機であつて、プラズマディスプレイパネルを有するもの</p> <p>2（略）</p> <p>第十四条から第八十二条まで（略）</p> <p>別表第一から第二十まで（略）</p> <p>別記第一号様式から第三十九号様式まで（略）</p>